

令和5年第2回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和5年6月5日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

| | |
|----------|----------|
| 1番 黒川理佳 | 2番 横原浩二 |
| 3番 野口加代子 | 4番 竹内政幸 |
| 6番 武澤豪 | 7番 北上正弘 |
| 8番 後藤修 | 9番 坂東重夫 |
| 10番 藤本功男 | 11番 笠井安之 |
| 12番 中野厚志 | 13番 笠井一司 |
| 14番 横原伸 | 15番 松村幸治 |
| 16番 吉田稔 | 17番 木村松雄 |
| 18番 阿部雅志 | 19番 原田定信 |
| 20番 三浦三一 | |

欠席議員（1名）

5番 原田健資

会議録署名議員

1番 黒川理佳 2番 横原浩二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

| | |
|--------------|--------------|
| 市長 町田寿人 | 副市長 安丸学 |
| 副市長 木下修一 | 教育長 高田稔 |
| 企画総務部長 坂東孝一 | 市民部長 岩野竜文 |
| 健康福祉部長 稲井誠司 | 産業経済部長 森克彦 |
| 建設部長 高田敬二 | 水道部長 吉岡宏 |
| 教育部長 森友邦明 | 企画総務部次長 大倉洋二 |
| 危機管理局長 小松隆 | 市民部次長 古川秀樹 |
| 健康福祉部次長 笠井孝彦 | 産業経済部次長 岡本正和 |
| 建設部次長 笠井和芳 | 教育部次長 佐藤正彦 |
| 教育部次長 酒巻達也 | 吉野支所長 住友勝次 |
| 土成支所長 鈴田直城 | 阿波支所長 大塚清 |

農業委員会事務局長 相原繁喜
水道部次長 吉成永吾
財政課長 藤井信良

監査事務局長 坂東明
会計管理者 川人啓二

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 大 森 章 司

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 行政報告

日程第 4 議案第 27 号 令和 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 3 号）について

日程第 5 議案第 28 号 令和 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 4 号）について

日程第 6 議案第 29 号 阿波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

日程第 7 議案第 30 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 8 議案第 31 号 阿波市住民集会施設設置条例の一部改正について

日程第 9 報告第 2 号 令和 4 年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 10 報告第 3 号 令和 4 年度阿波市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 11 報告第 4 号 令和 4 年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書について

日程第 12 請願第 1 号 「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願

午前10時00分 開会

○議長（笠井一司君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しております、議会は成立しました。

ただいまから令和5年第2回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

まず、議長会関係会議の概要をご報告申し上げます。

5月26日に小松島市において第166回徳島県市議会議長会定期総会が開催され、正副議長が出席しました。

総会では、令和4年度の会計収支決算を承認するとともに令和5年度の予算並びに四国市議会議長会定期総会への提出議題を協議し、原案のとおり決定いたしました。

続いて、組合関係、その他についてご報告申し上げます。

組合関係では、3月27日に中央広域環境施設組合議会、阿北特別養護老人ホーム組合議会、阿北火葬場管理組合議会、阿北環境整備組合議会、3月29日に徳島中央広域連合議会に出席をしています。

その他といったしましては、5月9日に阿波市消費者協会総会、12日に四国土砂防災ネットワーク議員連盟役員会、14日に阿波市文化協会総会、19日に阿波吉野川地区保護司会定期総会、阿波市商工会通常総代会、23日に阿波市青少年育成センター運営委員会、25日に阿波市婦人団体連合会総会、27日に阿波市戦没者追悼式、28日に吉野川総合水防演習が開催され、関係議員とともに出席いたしました。

次に、監査委員から、令和5年1月から4月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書が議長宛てに提出されています。

以上の件の詳細については、関係書類を議会事務局に保管していますので、ご高覧ください。

次に、受理いたしました陳情書については、既に配付のとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。

次に、市長からお手元に配付のとおり、議案等の提出通知がありましたので、ご報告しております。

諸般の報告は以上のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりです。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（笠井一司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番黒川理佳さん、2番樺原浩二君の両名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（笠井一司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、5月29日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

原田定信議会運営委員長。

○議会運営委員長（原田定信君） おはようございます。

議会運営委員会の協議の結果について報告を申し上げます。

令和5年第2回阿波市議会定例会の運営協議のため、5月29日午前10時から委員会室において、正副議長及び委員8名、理事者側から市長、副市長、企画総務部長ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日6月5日から6月28日までの24日間に決定をいたしました。

議事日程については、既に配付しております日割り表のとおり、本日は諸般の報告、行政報告、提出議案の説明を行い、散会後、議会改革特別委員会を予定いたしております。また、議案第27号については先議を予定いたしております。

6月15日の本会議は午前10時に開会いたしまして、代表質問、一般質問を予定しております。6月16日は午前10時に開会し一般質問、6月19日は午前10時に開会をし一般質問、その後、議案に対する質疑、各委員会への付託を予定いたしております。

次に、21日は午前10時から総務常任委員会、6月22日は午前10時から文教厚生常任委員会、6月23日は午前10時から産業建設常任委員会を予定いたしております。

次に、6月28日は午前10時から本会議を開会し、各常任委員会委員長の報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定いたしております。

次に、代表質問、一般質問、質疑通告書の締切りは、明日6月6日の正午となっており

ます。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしくお願ひいたしまして、報告といたします。

以上。

○議長（笠井一司君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から6月28日までの24日間とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、会期を本日から6月28日までの24日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（笠井一司君） 日程第3、行政報告を市長に求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） おはようございます。

本日は、令和5年第2回阿波市議会定例会を招集しましたところ、笠井一司議長、吉田副議長をはじめ議員各位におかれましては、ご出席をいただき誠にありがとうございます。また、日頃は市行政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

それでは、開会に当たり、市政の重要課題等についてご報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、国においては先月8日から新型コロナウイルス感染症を季節性インフルエンザと同等の5類感染症に位置づけ、マスクの着用をはじめとする感染対策については基本的に個人や事業者の判断に委ねることとされております。

こうした中、新型コロナワクチンについては、引き続き自己負担なく実施する臨時特例接種として1年間期間が延長され、65歳以上の方や基礎疾患有する方、医療従事者などを対象とする春開始接種、また春開始接種を受けた方を含めた5歳以上の方全員を対象とした秋開始接種を行うことも決定しており、本市では先月8日から既に春開始接種を始めております。

この接種予約については、これまでと同様に市内4か所に臨時受付窓口を開設し、2,000人を超えるご高齢の皆様の予約受付を支援させていただきました。

新型コロナウイルス感染症は、今後も一定の流行が続くと予想されており、引き続き阿波市医師会をはじめとする関係機関の皆様と連携を図りながら適切に対応してまいります。

次に、本市、板野町、上板町の3市町で進めております中央広域環境施設組合新ごみ処理施設についてでございます。

新ごみ処理施設の建設につきましては、昨年の入札公告において参加者がなかったことを踏まえ、現在検証業務を行っているところであります。今後の方針案が決定しましたら、早急に組合議会及び各市町議会にお示ししたいと考えております。一日も早く施設の建設に着手できるよう全力で取り組んでまいります。

次に、（仮称）阿波スマートインターチェンジ設置事業についてでございます。

現在、西日本高速道路株式会社四国支社様において本体工事が本格化しておりますが、工事の進捗に伴い、8月中旬頃をめどに市道山麓東西1号線を迂回させることとなっております。市道を利用される皆様や近隣の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

（仮称）阿波スマートインターチェンジの設置は、地域活性化に資する様々な効果をもたらし地方創生の起爆剤となることから、引き続き地元の皆様や関係機関と緊密な連携を図りながら、一日も早い供用開始に向けスピード感を持って取り組んでまいります。

次に、順次行政報告を申し上げます。

最初に、先月16日、春の全国交通安全運動の一環として阿波吉野川警察署阿波交番におきまして、市場かもめこども園の園児をはじめ、阿波市交通安全協会など関係機関の皆様と共に、快適ドライブ県道鳴門池田キャンペーンを実施しました。このような運動を通じて、市民の皆様一人一人の交通安全の意識の高揚や交通ルールの遵守、正しい交通マナーの実践に取り組めるよう関係団体と連携し、啓発活動を推進してまいります。

次に、先月27日、アエルワにおきまして、4年ぶりに戦没者追悼式を開催しました。

戦没者の御靈に対し、謹んで哀悼の誠をささげるとともに、ご冥福を心よりお祈り申し上げます。

次に、先月28日、三好市の西部健康防災公園におきまして、吉野川総合水防演習が開催されました。

これは、国土交通省、四国地方整備局、徳島県、吉野川上流の市町、消防団、自主防災会をはじめとする関係機関の密接な連携のもと、水防活動の実践訓練、避難訓練、情報伝

達訓練などを組み合わせる総合的な演習を実施することにより、水防技術の向上、伝承や防災意識向上などを図るものでございます。

当日は、地震体験車やロープワークなどの体験コーナーの実施や水防工法の実演、被災者救助、搬送訓練など様々な訓練に取り組まれました。

次に、昨日、一条小学校及び林小学校におきまして、各自主防災組織連合会の主催により、阿波吉野川警察署、徳島中央広域連合消防本部、阿波市消防団、阿波市防災士会などのご協力のもと、防災訓練が開催されました。当日は、自主防災組織の皆様をはじめ、各小学校の児童や保護者、また地域住民の皆様など多くの方が参加され、倒壊家屋からの救出、避難所の設営、炊き出しなど、様々な訓練に取り組まれました。

本市は、南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震の発生が危惧される中で大きな災害に備え、いざというときにはすぐ行動ができるよう定期的に地域において訓練を行うことは防災の知識や技術を身につけることはもとより、同時に地域コミュニティーの大切さや役割を再認識することができ、地域防災力の向上につながる大変重要な取組であると認識しているところであります。

次に、国等に対する要望活動等について報告いたします。

先月17日、第154回四国市長会議が高知市で開催され、国への要望事項として全国市長会議に提出する議案10件を取りまとめました。本市から提案いたしました子ども・子育て施策の充実・強化について、教育ICT環境の維持・充実について、水道事業における財政措置の拡充についての3件については採択をされたところであります。

この要望事項については、6月7日に私も出席予定の全国市長会議において審議された後、重点提言として取りまとめられ、決議と併せて国会議員や関係府省等に要請する予定でございます。

国等への要望活動、政策提言につきましては、本市の教育、子育て施策の充実はもとより、重要施策の推進に欠かせないものとなっていることから、今後におきましても機会あるごとに積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上、ご報告申し上げ、開会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

~~~~~

日程第4 議案第27号 令和5年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（笠井一司君） 日程第4、議案第27号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日提案させていただいております議案第27号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第3号）につきましては、緊急性の観点から先議をお願いいたしましたので提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用したもので、追加補正予算額は1億7,590万円でございます。

具体的な事業といたしましては、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受ける市民の皆様の経済的負担の軽減と地域経済の活性化を図るため、市民1人当たり3,000円の生活応援券を発行する生活応援券事業、電気料金高騰の影響を受ける市内事業者の皆様を緊急的に支援するための事業者電気料金高騰重点支援事業、小・中学校児童・生徒の保護者の皆様の負担を増やすことなく質の高い給食を安定して提供するため、食材の調達に係る経費を支援する学校給食費支援事業などを予算計上しております。

以上、本日先議をお願いいたします議案について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましてはこの後担当部長より説明いたしますので、十分ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております議案について補足説明を求めます。

坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、今議会に提出をさせていただいております議案第27号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について補足説明をさせていただきます。

令和5年度阿波市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,590万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ199億8,450万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年6月5日提出、阿波市長。

この補正予算（第3号）につきましては、電力、ガスなどのエネルギー関連や食料品等

の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に早急な支援を行う事業を予算計上いたしております。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算といたしまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

15款2項国庫補助金1億2,861万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、19款1項基金繰入金4,709万1,000円につきましては、財政調整基金及び新型コロナウイルス感染症対策基金を繰り入れるものでございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

3款2項老人福祉費925万円につきましては、物価高騰の影響を受けている介護施設などを支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症対策基金を活用し、定員数に応じて施設に補助金を支給する介護施設等価格高騰重点支援事業でございます。

次に、7款1項商工費1億5,061万円につきましては、物価高騰の影響を受けている市民の経済的負担の軽減と地域経済の活性化を図るため、1人3,000円の商品券を交付する生活応援券事業及び電気料金高騰の影響を受けている市内商工業者の経営に及ぼす影響を緩和するため、高压受電の契約電力に応じて支援金を給付する事業者電気料金高騰重点支援事業でございます。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

10款7項学校給食費1,051万円につきましては、物価高騰の影響を受けている小・中学校の保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費における物価高騰分を支援する学校給食費支援事業でございます。

以上、議案第27号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいいたします。

○議長（笠井一司君） 以上で補足説明が終わりました。

これより議案第27号について質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第27号については、会議規則第37条第3項の規

定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第27号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第3号）についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 5 議案第28号 令和5年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について

日程第 6 議案第29号 阿波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

日程第 7 議案第30号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 8 議案第31号 阿波市住民集会施設設置条例の一部改正について

日程第 9 報告第 2号 令和4年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第10 報告第 3号 令和4年度阿波市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第11 報告第 4号 令和4年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（笠井一司君） 日程第5、議案第28号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第4号）についてから日程第11、報告第4号令和4年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書についてまでの計7件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日提案させていただいております令和5年第2回阿波市議会定例会への提出議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今定例会におきましては、予算案件1件、条例案件3件、報告案件3件の計7件について審議をお願いするものです。

最初に、議案第28号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第4号）につきましては、追加補正予算額4億2,980万円でございます。

主な事業といたしましては、コロナワクチンを自己負担なく接種できる特例臨時接種の実施期間が1年間延長されたことから、秋開始接種分の予算を追加する新型コロナウイルスワクチン接種対策事業や、国の補助事業として市道日吉興崎線改良工事、伊沢谷川橋橋梁補修工事に加え、令和4年7月に本市と企業立地に関する連携協定を締結しました株式会社ヨコタ・コーポレーション様の新工場増設に併せて必要となる市道南田末広線改良工事などの地方道整備事業を予算計上しております。

次に、議案第29号阿波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症が5月8日から5類感染症に変更されたことに伴い、条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第30号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、こども家庭庁の設置に伴い、一括して関係条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第31号阿波市住民集会施設設置条例の一部改正につきましては、阿波市営市場団地集会所が集会所としての用途を終えたため、条例の一部改正を行うものです。

次に、報告第2号令和4年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、繰越事業14事業で、繰越額合計は6億885万1,000円となっております。

主な事業といたしましては、国の補助事業として地方道整備事業2億9,360万円、市単独事業として上水道事業会計出資金1億5,470万円などでございます。

次に、報告第3号令和4年度阿波市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、一条西地区浄化センター機械更新事業など繰越事業は4事業で、繰越額合計は2,260万円となっております。

次に、報告第4号令和4年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書につきましては、老朽管布設替等事業など繰越事業は2事業で、繰越額合計は3億2,347万3,000円となっております。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましてはこの後担当部長等より説明をさせていただきますので、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、議案第28号及び議案第29号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第28号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第4号）。

令和5年度阿波市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,980万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ204億1,430万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

令和5年6月5日提出、阿波市長。

この補正予算（第4号）につきましては、新型コロナワイルスワクチン接種といった早急に取り組むべき事業や国、県から交付決定の内示をいただいた事業などを予算計上いたしております。

それでは、4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正の変更でございます。

変更につきましては、土木債の限度額の変更で、補正後の限度額総額は15億3,790万円でございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

まず、歳入予算といたしまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

15款1項国庫負担金9,206万6,000円及び15款2項国庫補助金1億4,260万2,000円につきましては、新型コロナワイルスワクチン接種に対する負担金及び補助金でございます。

次に、19款1項基金繰入金5,073万2,000円につきましては、財政調整基金を繰り入れるものでございます。

次に、22款1項市債1億3,040万円につきましては、地方道整備事業などに伴う道路橋りょう債の合併特例債や橋梁の補修工事に充当する道路橋りょう債の公共施設等整備事業債でございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

4款1項保健衛生費1億4,735万3,000円につきましては、9月より秋開始接種として実施される新型コロナワクチン接種対策事業費でございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。

8款2項道路橋りょう費2億7,700万円につきましては、国の内示による地方道整備事業費や県の内示による企業立地促進に係る地方道整備事業費でございます。

最後に、19ページをお願いいたします。

この調書は、4ページの地方債補正の変更に基づき調整したもので、表の右下、当該年度末現在高見込額の合計額は182億1,213万円でございます。

以上、議案第28号の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第29号について補足説明をさせていただきます。

議案第29号阿波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。

阿波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月5日提出、阿波市長。

この条例の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、感染症病の防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例を廃止するものです。

施行日は公布の日でございます。

以上、議案第28号及び議案第29号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稻井誠司君） それでは、議案第30号について補足説明をさせていただきます。

議案第30号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に

伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和5年6月5日提出、阿波市長。

本条例の改正につきましては、令和5年4月1日にこども家庭庁設置法が施行されたことから、子ども・子育て支援法をはじめ、その他関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、関係する5つの条例の一部を一括して改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、第1条の阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正並びに第2条の阿波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正では、厚生労働省からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に関する法律の規定により厚生労働大臣が行う権限等を内閣総理大臣の権限等に改めることや懲戒権に関する規定を削除するものなどでございます。

また、第3条阿波市子ども・子育て会議条例の一部改正、第4条阿波市保育の必要性の認定の基準を定める条例の一部改正及び第5条阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部改正につきましては、いずれも子ども・子育て支援法改正に伴う引用条項のズれを改めるものでございます。

施行日につきましては公布の日としております。

以上、議案第30号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 議案第31号について補足説明をさせていただきます。

議案第31号阿波市住民集会施設設置条例の一部改正について。

阿波市住民集会施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月5日提出、阿波市長。

今回の改正につきましては、阿波市営市場団地集会所が集会所としての用途を終えたため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正内容といたしまして、第2条の表、阿波市営市場団地集会所の項を削るものでございます。

施行日につきましては公布の日からしております。

以上、議案第31号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、報告第2号について補足説明をさせていただきます。

報告第2号令和4年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月5日提出、阿波市長。

右のページの計算書をご覧ください。

令和4年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、繰越事業14事業で、翌年度繰越額の合計額は6億885万1,000円でございます。

主な財源の内訳につきましては、国県支出金1億1,570万2,000円、地方債3億5,030万円、一般財源1億4,248万1,000円でございます。

国の主な補助事業といたしましては、地方道整備事業2億9,360万円、市単独事業といたしましては、上水道事業会計出資金1億5,470万円などでございます。

地域インフラの整備や住民福祉を充実させ市民生活の向上を図るため、これら事業の早期竣工に努めてまいります。

以上、報告第2号の補足説明とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 吉岡水道部長。

○水道部長（吉岡 宏君） それでは、報告第3号及び報告第4号について補足説明をさせていただきます。

初めに、報告第3号令和4年度阿波市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月5日提出、阿波市長。

右側のページの計算書をご覧ください。

令和4年度阿波市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、公営企業システム導入事業をはじめ4事業で、翌年度繰越額の合計は2,260万円でございます。

財源の内訳につきましては、国県支出金530万円、地方債660万円、その他1,0

70万円でございます。

国の補助事業といたしましては、事業名上から4行目、一条西地区浄化センター機械更新事業730万円、そのほか柿原東地区真空弁ユニット設置事業630万円などでございます。

主な繰越理由につきましては、機器類が受注生産であり年度内の調達が困難なため繰越しを行うものでございます。

以上、報告第3号の補足説明とさせていただきます。

次に、報告第4号令和4年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月5日提出、阿波市長。

右側のページの計算書をご覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の翌年度繰越額につきましては、基本計画に基づく事業・老朽管布設替等事業で、翌年度繰越額の合計は3億2,347万3,000円でございます。

財源の内訳につきましては、出資金1億5,470万円、企業債1億5,643万6,000円、当年度損益勘定留保資金1,233万7,000円としております。

内訳につきましては、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名の1行目、基本計画に基づく事業・老朽管布設替等事業（委託料）、予算計上額2,483万7,000円のうち支払い義務発生額を除いた2,323万7,000円を繰り越すものでございます。

次に、2行目、工事請負費、予算計上額4億4,797万6,000円のうち支払い義務発生額を除いた3億23万6,000円を繰り越すものでございます。

安全で強靭な水道の構築を図るため、水道事業の早期竣工に努めてまいります。

以上、報告第3号及び報告第4号の補足説明とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 以上で補足説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 請願第1号 「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願

○議長（笠井一司君） 次に、日程第12、請願第1号「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願を議題といたします。

紹介議員であります中野厚志議員に説明を求めます。

中野厚志議員。

○12番（中野厚志君） それでは、請願第1号「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願について、紹介議員として説明をさせていただきます。

請願理由。41年ぶりの物価高騰は、全ての国民の生活を苦しめ、夏には2万品目の食料品が値上げされる見込みで、さらに長期化すると見られています。

厚生労働省は、2023年の生活保護費を据え置き、公的年金支給額を低い伸びに抑えたため、実質的引下げとなりました。1973年のオイルショックの際には数度の保護費引上げや手当支給が行われました。

生活保護費引下げの取消しを求めた裁判で、大阪、熊本、東京、横浜、宮崎、青森、和歌山、埼玉の8地方裁判所が原告の訴えを認めました。国は判決に従い直ちに保護費を引下げ前に戻すべきです。

また、生活保護基準は様々な制度の土台となっているため、その基準は生活保護を利用していない多くの国民にも多大な影響を及ぼしています。国民生活全般を支えるためにも、物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを国に求める意見書を上げてください。

請願事項。物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める意見書を国へ送付すること。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣でございます。

ご審議いただきまして、採択されますようお願い申し上げて説明を終わらせていただきます。

○議長（笠井一司君） 説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第1号については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり文教厚生常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、6月15日午前10時より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時54分 散会